

令和３年度第９回常設審議委員会議事録

- 1 日 時 令和３年１２月２２日(水) ９時５６分開会 １０時５２分閉会
 2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」
 3 出席者
 (1) 常設審議委員 17名／20名（出席者は別紙名簿のとおり）
 (2) 鳥取県経営支援課
 米子市農業委員会
 農業会議
 倉益、漆原、山根、岡田、谷口
 4 議 事

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前9時56分) 定刻より若干早いですが、出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今より令和３年度第９回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第７条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、20名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第４条第４項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、ここで小林会長に挨拶をお願いします。
2 会長挨拶 (概要)	皆さん、おはようございます。 本日、令和３年度第９回常設審議委員会を開催致しましたところ、関係各位にはご多用のところ出席をいただきありがとうございます。 新型コロナウイルスも、鳥取県におきましては、11月11日、1件の新規感染者が発生し1,669名となった以降、昨日まで新規感染者ゼロで推移しております。しかしながら、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株の感染者が新たに確認され、国内確認の累計は11月21日で68名と発表されました。一日も早い収束を願うものであります。 また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済対策などを盛り込んだ2021年度補正予算は20日の参議院本会議で与党などの賛成多数で可決されました。一般会計の総額は35兆9,895億円で、補正予算としては過去最大で、その内、農林水産関係には8,795億円計上されました。農業関係予算は米の需給対策が柱となっており、柱となる米需給対策には、水田リノベーション事業による転作支援や在庫米対策、麦・大豆の団地化支援などに計904億円を確保されております。また、環太平洋連携協定、TPPなどの国内対策、資材価格の高騰対策等盛り込まれております。特に米の需給対策は、産地との連携を保ち、中長期的に目指す姿を関係者間で共有し、計画的に作付転換を進めて行かなければならないものと考えます。 年末の節目を迎えるに当たり、1年間の農地制度をめぐる主な動きを振り返ってみたいと思います。 政府与党は今年5月、我が国の農地を持続的に活用していくための方針として、人・農地など関連施設の見直しについてを取り纏め、人・農地プランの法定化や、地域の話合いで将来の農地利用の姿を「目標地図」として明確化することなどを示しており、年明けの通常国会では、これに沿った関係法案が提出される見込

みであるとの事であります。

これは昨年12月に改正された「農林水産業・地域の活力創造プラン」や今年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえたものであります。農業者の減少や遊休農地の拡大が懸念される中、食糧の安定供給の確保と自給率の向上を図りつつ、魅力ある農業・農村を築いていくことが各方面から求められている所です。

また、「人・農地など関連施策の見直しについて」では人・農地プランを「法定化」する方向性を打ち出し、同プランを継続・反復的に取り組むとして、地域住民への理解の浸透を図ることを目的とされております。改正農地中間管理事業法では、人・農地プランの「実質化」を推進するため、地域の話合いにおける市町村と農業委員会の役割が明確化された所です。

農業委員会には、今後、目標地図の実現に向けて、農地の情報や出し手・受け手の意向などを関係機関と共有し、農業者に対する中間管理事業活用の働きかけを強く求められている事でもあります。以上、農地制度の感じたことを述べさせていただきました。

なお、本日の常設審議委員会におきましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取案件、米子市の1件であります。その他情報提供は、全国農業委員会会長代表者集会の報告も事務局の方で説明いたします。また、農作業事故ゼロを目指してということで県から説明いただきます。以上、本日は十分な審議をお願いしまして、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局
(山根)

ありがとうございました。
続きまして、本日ご出席いただいております 経営支援課長様
にご挨拶をお願いいたします。

県経営支援
課

失礼します。それではご指名ですので一言ご挨拶いたします。
平素より、農地制度の適切な運用につきましては、皆様方にご努力、ご尽力いただき誠にありがとうございます。先程、会長からもございましたが、コロナ感染が落ち着き始めているところではございますが、この対策をしっかりとりながら現地で活動いただいております、あわせて感謝申し上げる次第でございます。

皆様方におかれましては、農地利用の最適化活動をしていただいているところですが、本年度からは新たな、統合された遊休農地調査ということでスケジュールも大幅に前倒しとなりましたが、適切な対応をいただいております、また現地の調査も内容が多くなりお手数もおかけしておりますが、きちんと調査していただいておりますありがとうございます。こういった活動が遊休農地の解消に繋がっていくものと確信しております。

また、会長からもありました先般の補正予算のことでございますが、農地の出し手、借り手の意向を把握するということで、このたびタブレット端末の話がございました。県としても現地での活動を進めるということで予算化し11月議会に上程し昨日承認されたところでございます。

国での人農地プランの法定化という動きもございますが、そういった情報を県としてもしっかり把握しながら、農業委員会の皆様と一緒に農地利用の最適化を今後も進めて行きたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局
(山根)

ありがとうございました。
それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3

	項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。
3 議事録署 名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし)
小林議長	それでは、山本委員（岩美町農業委員会）、長谷川委員（湯梨浜町農業委員会）の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長	それでは、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。
県経営支援 課	(資料1により説明)
小林議長	皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 (質問・意見なし)
4 議 事 小林議長	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。
事務局 (漆原)	今月の議案に入ります前に、前月の鳥取市の案件につきまして、報告がございますので、口頭となりますが報告させていただきます。 先月、 事案がございました。その際、屋外の約500㎡について試験研究する場となっておりますが、この試験場のミネラル抽出液の流出についての被害防除、周辺農地への影響について質問があり、確認いたしました。 これについて、鳥取県保健事業団、福岡県の研究施設での検査結果で問題ない旨の回答があったことを確認しております。 続いて、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、1件、米子市農業委員会から1件意見聴取がございます。 この案件は5,000㎡を越えておりませんので現地調査案件ではございません。 それでは、米子市農業委員会から説明いただきます。 よろしく願いいたします。
米子市農委	米子市農業委員会事務局で農地転用を担当しておりますと申します。よろしく願いします。 それでは、本件について、資料2-1の2ページと3ページからなる30aを超える事案説明資料を基にしまして、順に説明いたします。 土地の所在地等ですが、 合計3,451.61㎡となります。 4ページの位置図をお願いします。申請地は

にあたる地域近郊となります。

2の現在の営農状況ですが、5ページの中間図をお願いします。

申請地は周囲を集落、

3の転用事業者ですが、となります。今回、土地を売買して太陽光発電施設設置及び電力売電等の運用事業を行います。

4の転用目的ですが、太陽光発電施設の設置を行うものです。

必要性ですが、5ページの中間図を再度お願いします。申請地は農振農用地区域外のは場整備されていない農地で、加えて黄色に塗りつぶして記載しています住宅、原野等に囲まれている状況で計画規模を満たす広さを有していたため事業用地として活用するものであります。

後ほど説明しますが申請地北側の隣接住民からの意見を反映した被害防除措置も取っていただいております。また、申請地南東の宅地が譲渡人の自宅となります。

5の立地基準について説明いたします。

(1) 農地区分ですが、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満のため、第2種農地に該当します。(2) 許可根拠については、代替え地なしとなります。(3) 営農条件ですが、先ほど申しましたとおり、は場整備されていない農地で周辺地域は畑地も混在している生産力の低い農地です。(4) 代替地、土地の選定理由ですが、申請地周辺で面積規模要件を満たす場所を選定検討したところ、地権者の同意得られないなど用地がなく、また宅地や雑種地等の土地についても面積確保が出来ず、当該地のみが要件を満たせるため選定したものととなります。

6の一般基準についてです。

(1) 他法令の許認可についてですが、農振法は該当ありません。事業の確実性確認のため、小売電気事業を営もうとするものの登録書類及び経済産業省のHPで登録掲載についても確認済みです。ほか、中国電力の系統連系の契約書類についても確認済みです。

(2) 規模の妥当性ですが、6ページの配置図をお願いします。

1点訂正をお願いします。図面の表記が雨量排水勾配となっていますが、雨水排水勾配が正しいものとなります。よろしくお願いします。

パネル設置336枚及び隣地境界との緩衝地を設けるなどの措置から転用面積は妥当な規模と判断しております。

(3) 被害防除計画等ですが、7ページの断面図のとおり、現地は段差のついた棚田の状況となっています。

盛土造成は行わず整地のみ取り行う計画です。ページが飛びますが9ページの排水計画図をお願いします。

こちら9ページについても1点訂正をお願いします。先ほど同様、図面の表記が雨量排水勾配となっていますので、雨水排水勾配が正しいものです。重ねて申し訳ありません。

それでは、土砂等の流出防止として茶色のラインですが土塁壁を整地の際の表層土などから高さ20cmを周囲に敷設します。

雨水等の対策ですが、基本は地下浸透ですが、北向きに勾配1%を取ります。

10ページの構造図①をお願いします。北側の住宅との敷地境界に既存のブロックはありますが、排水対策として角フリューム高さ24cm×幅24cmを長さ約33m設置します。

11ページの構造図②をお願いします。北西の角に雨水枥を設置

	し、新設の排水管から水量増加の際には西側の排水路へ流せる措置をとります。 12ページの構造図③をお願いします。中央付近に排水パイプを2ヶ所設置します。その際、法面が崩れないように砕石での表層仕上げを行います。 また、敷地境界から1m程度セットバックして周囲に防護フェンス高さ130cmを設置します。 ほか、周辺の住宅、農家及び自治会長にも流量計算等の説明確認を行い、了承を得ており、周辺農地の営農への影響はないものと考えております。 (4) 資金調達についてですが、[REDACTED] 残高証明を確認しています。 7の農業公共投資につきましては、該当ありません。 最後に8の土地改良区以外のその他の関係権利者として、[REDACTED] 実行組合の同意について、確認しています。 以上、米子市[REDACTED]における太陽光発電施設を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願いします。
小林議長	説明が終わりました。まず、先程説明があった先月の鳥取市の案件について、ご質問はいかがでしょうか、よろしいか。 (質問意見なし)
小林議長	それでは、今月の米子市の案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
長住委員	質問します。申請地の周辺に道路があるが、道路際まで設置されるのか、どうか。
米子市農委 [REDACTED]	境界から1m程度セットバックしフェンスを設置します。道路はそのまま利用します。
小林議長	他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。 米子市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
5 情報提供 小林議長	それでは、情報提供の説明をお願いします。 (1) 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会について説明願います。
(事務局) 倉益	(資料3を説明) (2) 農作業事故ゼロを目指して(鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会)
県経営支援	(別紙資料により説明)

課	
小林議長	説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見を願います。 (質問・意見なし)
6 その他 小林議長	それでは、その他として皆さんから何かございますか。 (事務局から次回開催日等の日程について報告)
小林議長	委員の皆様から何かございますか。 (意見なし)
6 閉 会 小林議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。(10時52分)